



Title	言語行動における遂行義務と回避義務
Author(s)	西尾, 純二
Citation	阪大日本語研究. 2000, 12, p. 57-69
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/7649
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

言語行動における遂行義務と回避義務 *Must do, Must n't do in Language Behavior*

西尾 純二
NISHIO Junji

キーワード：言語行動、遂行義務・回避義務、言語行動集団、影響の性質

【要旨】

言語行動には「行うべき（遂行義務）」こと「行うべきでない（回避義務）」ことがある。遂行義務・回避義務の考察には、特定の言語行動について共通した認識が求められる言語行動集団を設定する必要がある。その言語行動集団のバラエティ、遂行義務・回避義務を遵守・違反したときに生じる集団への影響について分類枠を提出した。

1. はじめに

ことばの運用について、ポライトネス (Brown&Levinson 1987)、会話における協調の原理 (P.Grice 1989) といった原理や方略、上下関係・親疎関係・ウチソトなど使い分けの要因が議論される。また、待遇表現がどのような過程を経て生成されるかという議論もなされてきている (南 1974 杉戸 1983, 1997 菊地 1994)。こういった「ことばをどのように用いるか」という観点から描き出し、原理を求める研究が言語行動論において盛んである。

しかし尾崎 (1994,1995,1996) においても指摘があるが、「個々の言語行動によって何が起こるか」について言及した研究は少ない。人々の生活における言語行動の位置づけ、言語行動そのものの性質を考える上でも、後者の観点は重要なものであると言わなければならない。

送り手から受け手に何らかのメッセージを伝達することにより、言語行動は対人関係や集団に何らかの影響を与える。と同時に「言っていいこと悪いことがある」というように、対人関係や集団の中で生活する限り、言語行動は道徳や慣習、法律などによって規制を受ける。この規制を守ったり破ったりすることで、対人関係や集団にどういった影響が生じるだろうか。そこで、言語行動における規制のあり方として「行うべき（遂行義務）」ことと「行うべきでない（回避義務）」ことが、特定の状況の中で存在するという事実に着眼する。

事例 1 <方言使用禁止についての回想>

I : ナンヤデナア。ゴジユーネンモ マエノコトヤト、(忘れているけど) ホレ、ガッコ イクト
センセイワヨ ホーゲン ツカウナッテナア。

H : ウン、ソーソー。

I : ホンナ ホーゲンナンカ ツカウナッテ オコラレテ。ナコトイッテモ ムラエ (村には (方言を使っている人が)) オーイデナ。(笑)

『飛騨』 p.3

事例 1 からは、学校という集団の中で、「方言使用」という回避義務から違反した言語行動をとった結果、その言語行動に対してペナルティが課せられている（オコラレ）ことがわかる。一方「ムラ」の中での方言使用はさほど留意されていない。この怒られるか否かというペナルティの有無は、学校・ムラというそれぞれの集団による、「方言使用」という言語行動についての重要さの違いを表しているといえる。

つまり、遂行義務・回避義務という視点によって「言語行動の影響力」が、「言語行動の種類・構成要素」と「集団（対人関係）」との関連で導かれるのである。そこで、遂行義務・回避義務を集団や社会との関連で、言語行動の特徴を捉えるためには、

1. 遂行義務・回避義務が存在する集団のバラエティ。

についての考察が必要となる。さらに、集団内での言語行動に付される価値の違いを看過しないために、

2. 遂行義務・回避義務が対人関係・集団内に及ぼす影響、および多様な事例に耐えうる影響の分析軸。

を示さなければならない。以上の 2 点について本論では論じる。

2. 遂行義務・回避義務と集団

遂行義務・回避義務は、言語行動に生じる規制の中でも、「行うべき」「行うべきでない」という言語行動を行うか否かについての規制を指している。言語行動の規範研究の一視点であるともいえる¹⁾。規範から逸脱すると、事例 1 のように現実の言語行動ではペナルティを受ける

場合がある。例え即時的にペナルティを受けなくても、後々集団内で不利な状況に陥ったりする。集団や対人関係の中で不利な状況にならないためには、事例1の学校内での方言使用などは、回避することが「義務」なのである。しかし、全ての「行うべき」「行うべきでない」という規制が、集団・対人関係維持のために存在しているわけではない。睡眠時間が減るから、健康のため夜遅くまで長電話をしてはいけないなど、個人的な事情で言語行動に規制がかかる場合もある。そういう事例は考察の対象外とし、集団や対人関係に影響を及ぼすレベルでの義務をここでは問題にする。

また、集団という用語をこれまでに用いているが、ここではある言語行動について、共通・類似した認識が存在したり求められる人々の集まりと定義する。これを言語行動集団ととらえるが、ここでは集団と略称する。また、事例1の「学校」「ムラ」などは、従来「場」「場面」などと呼ばれてきた。しかし、「学校」「ムラ」などを集団と呼ぶのは、空間や文脈の一部分を切り取ったものではなく、人ととの有機的な集合体と考えるためである。どういった言語行動集団が存在するかについては、4. 1. で議論する。

3. データの収集

ケーススタディならば、Hymes (1968,1974)、南 (1974pp.20-31, pp.226-233) 林 (1973)などのモデルを利用し、言語行動の構成要素を限定した上で資料を収集すべきであろう。話し手、聞き手の属性はもとより、媒体、ジャンル、場、集団、表現内容、言語形式、超文節的要素、言語体系（言語・変種）などの言語行動の構成要素を吟味した上のデータ収集が必要となる。この点は、先述の「言語行動の種類・構成要素」という点と関わるが、Hymesらの先行研究を参照することができる。

しかし今回は、遂行義務・回避義務という観点から言語行動のバラエティを質的に把握するため、データの収集には言語行動の種類・構成要素に関しては限定を加えなかった。ただし、言語行動に対して遂行義務・回避義務が生じていることが明示的な事例を収集している。事例1のように、「○○と言え（言った方が良い）」「××を言うな（言わない方が良い）」など、言語行動に対して「行うべき」「行うべきでない」という評価が明示されている事例。また、「しようもないこと言いやがって。憎らしい」など何らかの言語行動に対して悪い評価が明示的であったり、何かを言った（言わなかった）ことで対人関係や集団に影響が生じている事例も採録した。ジャンルと用例数は、エッセイ類（39例）・自然談話（筆者が日常生活の中で採集しメモしたものも含む。21例）・落語（上方のみ。91例）・小説（80例）の計231例である。

4. 遂行義務・回避義務のバラエティ

4. 1 遂行義務・回避義務の働くところ

遂行義務・回避義務は、働きかける集団にいくつかのレベルを設けることが出来る。この議論は、冒頭で述べた第1の問題点、「遂行義務・回避義務が存在する集団のバラエティ」に関わるものである。ここでは、今回収集した事例群から導き出した、言語行動集団のバラエティについての分類枠を提示していく。

4. 1. 1 会話参与者間

まずは、会話参与者という集団が設定可能である。

事例2 電話の交換手と番頭のやりとりを旦那が横で聞いている。

番頭 ああ、こっちゃの番号ですか。こっちゃの番号は西の五千九百十番。西の五千九百十。

オッ、ジジゴクドー（爺極道）

旦那 そ、何を言うねや番頭。わし（を）ねきへ置いといて爺極道やなんて。

番頭 へへへへ、まことに相済まん・・・。

『二十世紀』 p.118

事例2の状況では、番頭が旦那のことを「爺極道」と言うことが回避義務である。番頭はこの回避義務から違反したために、旦那からの叱責を受けるというペナルティを受けた。ここでは、番頭と旦那という会話参与者間で、「爺極道」ということは回避されるべきだという共通の認識がある。だからこそ、番頭は「まことに相済まん・・・」という謝罪を行ったのである。つまり、会話参与者は対人関係を維持するために、特定の言語行動に共通の認識を有する集団となりうる。もちろん、旦那を「爺極道」と言ってはいけないのは、番頭－旦那という二人だけの問題ではない。この点は後に述べるが、この事例の一連のやりとりで当面の問題となっているのは、番頭－旦那という会話参与者集団である。

事例3では「さア、覚えてないな」と言うことがシラケル・相手を怒らせるというペナルティを伴う回避義務である。この回避義務から違反すると、場が「シラケル」ことで会話を継続すること自体が困難になる。対人関係が維持されることによって、会話集団そのものが維持されるのである。

事例 3

(中学時代のクラス会にて)「懐かしいな、小沢。お前には下品なことずい分仕込まれた」懐かしそうに手を握られるのであります、とんと記憶にないのであります。こんな時「さア、覚えてないな」といったら、シラケルばかりか、相手を怒らせてしまうのであります....

『小沢』 p.111

4. 1. 2 所属集団

ところで、後に述べるとしたことであるが、事例 2 の回避義務「爺極道」は何も番頭 - 旦那という関係でのみに成立するわけではない。丁稚 - 旦那でも成立するであろう。旦那がいないところで丁稚同士が旦那を「爺極道」と呼ぶことを、番頭が戒めるという状況も考えられる。つまり、旦那を「爺極道」と呼ぶことについては会話参与者達の所属集団にも当てはまる。こういった会話参与者の所属集団に対して義務が働いているのが事例 4 である。

事例 4 台湾からの留学生 A のゼミ内での発言

台湾の M 党は、本省人のアイデンティティ復権を政策の一つとしてあげている。A はこの政党の集会に参加することがあるが、そこで母語である国語を話した。すると、自分のエスニックグループの言葉である閩南語を使わないのかと党员 B から非難された。そこで、A は集会では閩南語を勉強して使わなければならないと思った。

1999.6.14.筆者

この事例は、A に閩南語使用という遂行義務が生じた瞬間を捉えたものである。しかし、この遂行義務は A と B という会話参与者の中で生じたというよりは、会話参与者の所属政党の中に存在する遂行義務というべきものである。この事例の話者によれば政党 M の中では、閩南語使用を良しとするある程度の共通認識が存在しているとのことである。

また、所属集団といつても、会話の現場にいる参与者と直接関わらない集団に影響を与える事例も存在した。

事例 5 著者は担当記者にホームレスのことを話したことを深く後悔している。写真が雑誌に掲載されて、ホームレスに迷惑がかかったと思ったため。

担当のヒロセさんに何らかのついでに「ねえヒロセさん、筑紫哲也みたいなおじさんが海岸の土管の中に住んでいるんですよ。一度見るといいですよ。本人かと思ったくらいそっくりなんだから」と教えた。そしたらその翌週の「週刊朝日」のグラビアに「こらあ、テツヤ！」というタイトルで、

そのおじさんの写真がばっちりアップで出ていた。－中略－週刊誌の記者にはたとえ世間話とはいえ、うかつなことをしゃべってはいけないと、僕はそのときに身をもって学んだ。

『村上朝日堂』 pp.12-14

このエッセイの筆者は、話題の人物であるホームレスのとは見かけたという関係に過ぎない。しかし、筆者の想像の世界ではあるが、自分の発言が、ホームレスと彼を取り巻く人々に影響を与えてしまったと感じている。話題の人物を会話参与者と認めたとしても、回避義務が生じたのが会話の現場にいない人物の所属集団である点、事例4とは性質を異にしている。言語行動の現場にとどまらず、会話参与者とは関係の薄い集団にまで影響を及ぼしている。しかも、事例5では言語行動の影響が「マスメディア」を媒介し「翌週」というスピードで広がっている点、現代的な言語行動事情であるといえよう。こういった飛び火的な言語行動の影響力を考慮するためにも、事例5を事例4と区別する必要がある。

さらに、所属集団といってもその構成員がはっきりとせず、一般論として遂行義務・回避義務が語られる事例もある。

事例6　自転車に二人乗りをしていたところ「オヤジ」に呼び止められた。「オヤジ」は雨具を脱いだときには警官ということが分かった。

A：（オヤジが） イケ トカ ユーカラナ ナンヤ コノ オヤジー トカ オモッテー、

B：ウン、ウン

A：ソコマデー、ナー、

B：ウン、ウン

A：ナンデ ソノヘンノオヤジニ ユワレナ アカンノヨ トカ オモッテ、

B：〔笑〕

＜この後、「オヤジ」は雨具を脱ぎ、Aは「オヤジ」が警官であることに気づく＞

『関西・若年層』 p.64

自転車の2人乗りが違法とはいえる、「ソノヘンノオヤジ」に「イケ」と言われることはAにとっては回避されたい言語行動である。ただ、この事例ではどういう人々の間での回避義務かは明記されていないし、示唆的な言及もない。「ソノヘンノオヤジ」から「イケ」と言われることが一般的な回避義務であるかのように、Bに対して同意を求めている（「ソコマデー、ナー」参照²⁾）。その他、一般向けに出版されることばのマナー集での事例もこの中に入ってくるだろう。

4. 1. 3 各集団の分類と関係

以上、収集した事例の中から、遂行義務・回避義務が働くところで質的に異なるものを取り上げた。これらの関係を図式化すると図1のようになる。

遂行義務・回避義務が働くところは、大きくは「会話参与者」、参与者の「所属集団」、「一般論的集団」に分けられる。前述のとおり、会話参与者は現場にいる人物か否かで区別される。この区別は、事例5のように両者の関係が希薄な場合に有効である。しかし、会話の現場にいない場合でも、会話が聞こえるような場所にいる場合は、区別が難しい。よって、両者の間は連続的であり点線で図示している。会話の現場にいない人の所属集団と現場にいる人の所属集団についても、両者が同一の場合もあるため、これも境界は点線にした。

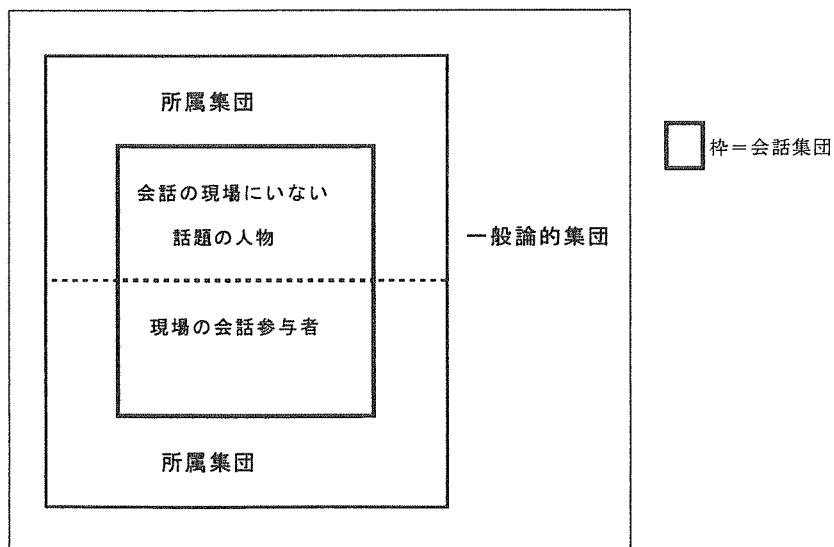


図1 遂行義務・回避義務が働くところ

また、集団のメンバーに具体性が高いものほど、界線が濃くなるようにモデル化した。外側の集団と内側の集団は包含関係にある。よって一人の人物は一般論的集団のメンバーであり、所属集団のメンバーでもある。ただし、所属集団が一つであるとは限らない。事例1のような場合は、一人の人物は学校集団のメンバーであり、かつムラのメンバーでもある。学校では学校という所属集団のメンバーとして方言使用に回避義務が生じているが、ムラという所属集団のメンバーとしては回避義務は生じていない。

言語行動の記述枠としての遂行義務・回避義務は、言語行動が集団や対人関係を維持することのみに働くものではない。事例1の方言撲滅運動のような世論の影響や、事例4のような政

治理念に関わるような要因についても視野に入ってくる。

4. 2 遂行義務・回避義務が集団に及ぼす影響

4. 2. 1 影響のバラエティ

第1章で述べた、2点目の課題についてここで考察する。遂行義務・回避義務が集団に果たす役割についても、いくつかのバラエティが認められる。すでにあげた事例の中でも、事例4とその他の事例とでは、義務の役割が異質である。事例4以外は、対人関係や集団の維持のために義務が働いている。回避義務を遵守していれば、集団に悪影響はない。しかし、回避義務を破ることによって、ペナルティや不満が生じ、対人関係や集団の維持に悪影響を及ぼしている。これに対して事例4は、遂行義務を遵守することが政党Mにとって、党員の結束力を強めるという役割を果たしている。閩南語を用いることでより政党への帰属意識を高めようとしているのである。つまり、遂行義務・回避義務の遵守は集団を「維持」するほかに、「強化」するという役割を果たしている。そして、義務からの違反は集団の弱化、崩壊へつながっている。

このほかに遂行義務・回避義務が集団を「成立」させる場合があった。

事例7

儒者 それなる 鯛魚（しゅうぎょ）は？

魚屋 しゅうぎよて なんですえ。

儒者 魚偏に周。鯛。文字に疎しひ理に暗し、雨降りにごんせ、教えて進ぜよう。

魚屋 エーン、ゴチャゴチャ 訳の分からん事（を）言いなはんなやい。

『二十世紀』 p.72

事例7は、儒者と魚屋とのやりとりである。魚屋にとっては、儒者に「訳の分からん事」を言われると会話そのものの成立が危うくなる。2人の間でお互いに分かり合える言語行動をしなければならないのである。つまり、意志疎通成立のための言語行動について、会話参与者の間で共通の認識が求められる。

会話成立のために生じる義務は、グライスが提唱した協調の原理とその格率に関わる。事例7においては「わかりやすい言い方をせよ（清塙訳1998 p.38）」という様態の格率に関わる。ただし、グライスが提唱した格率は、言語使用の段階での義務としてのものではない。会話において存在する、「遵守するもと期待される大まかな一般原理（清塙訳1998 p.37）」として提唱している。ここでは実際の言語使用で表面化する義務を問題にしている点を区別されたい。

事例 7においては、当時の有識階層である儒者と魚屋であったから、「鯛魚」という語彙の運用が回避義務違反になる。そういう会話参与者との関係、言語行動の内容、時代といった要因が、「行うべき」「行うべきでない」という言語行動（意識）にいかに関わるかが問題になるのである。

また、集団の成立に関わる義務は会話成立のためのものだけではない。

事例 8

長谷：タマ（サイコロのこと） ミツツヤラ イツツヤラ。

東繁：ミツツ モットルワ。

東富：アーソーカ。ホテ ナンジューン ナルカ・・・。

長谷：ジューゴトカ ニジュートカ キマッテ・・・。（東富：フーン） ソーゴ、ソーガクカ ナンカッテ イワナカン。

『飛驒』 p.68

事例 8では「ソーガクカ ナンカ」を言わないと、サイコロ遊びをする集団自体が成立しなくなる。サイコロ遊びをする集団が成立しないと、「ソウガクカ ナンカ」を言うことが遂行義務である言語行動集団も成立しないのである。

以上から、言語行動の遂行義務・回避義務の遵守は、集団の成立・維持・強化に関わっている。また、遂行義務・回避義務からの違反は、集団の弱化・崩壊に関わっているということができる。

4. 2. 2 影響の程度

集団が成立していることを前提として、遂行義務・回避義務が集団にどの程度の影響力を持つかは、当然の事ながら事例によって異なっている。事例 2などは義務からの違反が即時に且那からの「そ、何を言うねや番頭」という叱りを受け、「へへへへ、まことに相済まん」というような笑いを伴う軽い謝罪によって、短期間で関係が回復する。この事例からは、義務の影響力・性質について次の 3つの分析軸が示唆される。

X 軸：影響の方向性。集団が弱化・崩壊するか強化されるか。(cf.4.2.1)

Y 軸：影響が長期的か短期的か。

Z 軸：影響が即効性か遅効性か。

これらを図式化したものが図 2である³¹。原点の「影響なし」から遠いところに位置づけられる言語行動ほど、集団への影響力が強い。つまり、著しく集団を弱化・強化し、その影響が

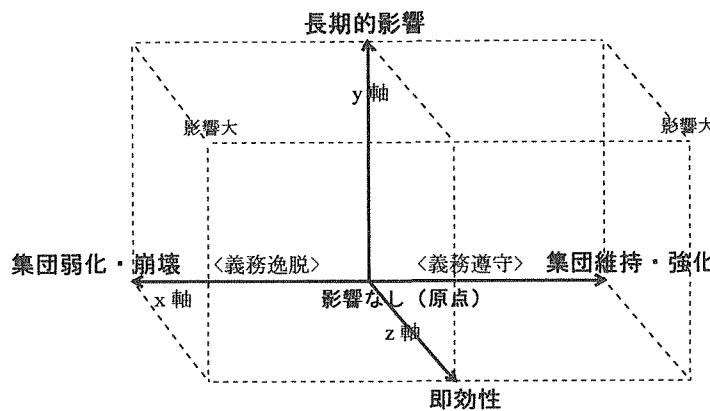


図2 義務の影響力の判定軸

長期的であり、即時に影響力がピークに達するものほど、集団への影響力が強い言語行動であるということになる。逆に、影響が短期的ですぐに集団が通常の状態に戻る場合は、それだけ影響力が小さかったと言うべきである。

影響力が、即時的でなく、ゆっくりピークに達する場合は、長期的な影響を及ぼすこととなる。この場合、単純に即時の影響の場合と影響力の大小を比較することが出来ない。小さな影響が長期間続く場合と、大きな影響が短期間しか続かない場合との影響力の強弱比較は困難である。個々の事例における、集団の性質やメンバーの性格などをも検討する必要がある。

他にも軸が設定されるべきであるかも知れないが、今回収集した事例から導き出された軸は以上のようなものであった。この図式に基づいて、義務の影響力を実際の用例から位置づける際は、次のような選択肢があることになる⁴⁾。

1. 言語行動Aによって、すぐに集団が崩壊する。

cf. 事例8 「ソーガクカ ナンカ」を言わなかった場合。

2. 言語行動Aによって、長期的影響の後、集団が崩壊する。

事例9

商社マンのお父さんですが、ご多分に洩れず、忙しさにまぎれて家庭サービスは怠りがち。

「あなた、いっとくけど、モーレツ社員なんてもう古いのよ」

「俺のやり方に口出しするな。それが気に入らないなら、別々に生きてもいいんだぞ！！」

「あ、そう」

これがきっかけで、奥方は荷物をまとめ、ご実家へお帰りになってしまいました。

『小沢』 pp.50-51（下線筆者）夫婦間での回避義務違反。ゆっくりと崩壊へと至った事例。

3. 言語行動Aはすぐに集団弱化・強化に影響し、影響が長く残る。

事例10

私は自分の仕事を二の次にして、彼女たち（新人）にいろんなことを教えたつもりだったのに、社長は五人が次々にやめたとき、

「あなたがいじめたんじゃないでしょうね」

といって私に疑いの目を向けた。これはあんまりだ。

「いじめてなんかいません！」

負けじともらみ返してやったが、今まで社長は私の味方だと思っていたのに、このひとことで社長への信頼はいっきになくなってしまったのである。

『OL』 pp.73-74（下線筆者）「社長」と「私」との関係は下線の言語行動によって長期的に悪化。

4. 言語行動Aはゆっくり集団弱化・強化に影響し、影響が長く残る。

事例11 トイレの個室にいると同僚達の自分に対する陰口が聞こえてくる。

「そう。このあいだ課長に叱られて席に戻ったら、机の上に『がんばって』なんて書いた紙が置いてあるの。何カッコつけてるのかしら。バカみたい。」

『OL』 pp.156-157 形だけでも励ますつもりだった下線部の言語行動は、のちに同僚達の知るところとなり非難の的となった。影響がどんどん大きくなっている。

5. 言語行動Aはすぐに集団弱化・強化に影響するが、影響はすぐに消える。

cf. 事例2 笑いを伴う軽い謝罪で関係修復。

6. 言語行動Aはいつまでたっても特に集団弱化や強化には影響しない。（図2の原点）

図2の分析軸に、個々の言語行動をプロットするためには、対象となる集団を限定する必要があるが、各事例はこの点を無視している。また、集団が強化される場合、強化度に最高点がないため、1、2のような選択肢は設定されない。よって、X軸が崩壊・弱化の方向のものをここでは取り上げる。この場合、1が最も影響力が大きく、6が最も小さいことは明らかであろう。つまり、影響力を決定づける第1要因はX軸である。

2では影響が長期に及ぶもののすぐには集団が崩壊するまで影響が及ばないため、影響力としては1より小さい。

2と3・4とでは、最終的に集団が崩壊するか否かが違いがあり影響力は2の方が大きい。3と4との間は影響が即時的か否かが違いであるが、上述の理由で影響力の強弱は比較できな

い。よって、図2のX軸は連続的であるとは言いにくい。これに対して、3・4と5とでは、影響がすぐに消えるかどうかで、 $3 \cdot 4 > 5$ という影響力の強弱関係を見ることが出来る。つまり、影響が長期的か否かがX軸の次に強い要因となる。これらから、X軸が第1要因でY軸が第2要因、Z軸は第3要因ということになる。図2ではこの影響力の違いを、線の長さで表した。

5. おわりに

本稿では「言語行動のあとに何が起こるか」を分析するための、大きな分類枠を言語行動の背景にある集団との関連から示した。これは、遂行義務・回避義務という言語行動の一側面に考察を限定したがゆえになしめたことであり、社会の中で言語行動がどのような位置付けをなしているかを考察する手段となりうるを考える。少なくとも、言語行動の影響・効果をプラス・マイナスと二分するだけの状況からは、抜け出しているといえるだろう。また、言語行動が影響を与える対象について、図1にあげたような区別があるということについても示し得た。

しかし、問題点も含んでいる。その一つは、今回取り上げている事例は、一連の相互作用における一部分を切り取っているということである。したがって、言い争いのようなひとまとまりの会話のプロセスを分析するためには、まだ十分とは言えない。また、個々の事例に表れた遂行義務・回避義務は、それぞれの集団に共有されていることが保証されているわけではない。ラングとパロールの問題と同様、実際に現れてくる義務と集団に共有されている義務との間には隔たりがある可能性があることをここで断つておく。ラングとしての言語行動規範を示すには、データの厚みが必要となる。

今後は、さらに事例を言語要素・時代・対象集団といった面で限定した上で収集し、記述を進めていきたい。

【付記】

「ことばに関する問題はもつといろいろある」というお言葉は、徳川宗賢先生の口癖であった。そんな思いで社会言語科学会を発足させたとご本人から伺っている。学会発足の折、煙草をご一緒しながら畏れ多くも「慌てて（学会を）お作りになられましたね」とお尋ねしたことがある。「もうすぐ死にますから…」と本気とも冗談ともつかないお返事があった。もし小論を先生にご覧いただけたら、どのようなコメントを下さったであろうか。未ださめやらぬ惜別の念をもって拙論を御靈前に捧げる。

【注】

- 1) ことばの規範研究には言語計画などによる規範の形成過程や、規範が言語変化の中で果たす役割という具合に、いくつかの視点が存在する。遂行義務・回避義務はそのなかでも、言語行動をするか否かという特定のレベルでの規範を扱ったものである。
- 2) こいつは、一般論として語られる事例内の言語行動が、地域や社会集団、時代によってどう異なるかということも、興味深いテーマである。
- 3) 全ての事例において、3つの軸が明示的なわけではない。
- 4) 注3) の事情で、全ての事例がこれらの選択肢に当たるわけではない。

【参考文献】

- 尾崎喜光 (1994) 「対人効果の社会言語学」『日本語学』13巻10号
 ——— (1995) 「発話がもたらす対人効果の研究（1）－投書におけるメタコミュニケーションー」『国立国語研究所報告110 研究報告集16』
 ——— (1996) 「発話がもたらす対人効果の研究（2）－発話機能を軸とした分析－」『国立国語研究所報告研究報告集17』
- 菊地康人 (1994) 『敬語』講談社学術文庫
 杉戸清樹 (1983) 「<待遇表現>気配りの言語行動」『講座 日本語の表現3』筑摩書房
 ——— (1997) 「敬語教育の課題－敬語行動の中の敬語を－」『日本語学』16巻13号
 林 四郎 (1978) 「敬語行動のタイプ」『言語行動の諸相』明治書院
 南不二男 (1974) 「言語のモデル」『現代日本語の構造』大修館書店
 Brown, P. & Levinson, S. (1987) *Politeness -Some universal in language usage-* Cambridge University Press
 Hymes, D. (1968) *The Ethnography of Speaking Readings in the Sociology of Language* J.A.Fishman (ed), Mouton
 ——— (1974) *Models of the Interaction of Language and Social Life Directions in Sociolinguistics*, J.J.Gumperz & D.Hymes ed., Holt Reinholt
 Grice, P. (1989) *Studies in the way of words* Harvard University (清塚邦彦 訳1998 『論理と会話』勁草書房)

【資料】

- 『飛驒』：『飛驒白川郷方言談話資料』大阪大学文学部日本語学（社会言語学）講座,1996 『関西・若年層』：『関西・若年層における談話データ集』真田信治・井上文子・高木千恵, 1999 『二十世紀』：『二十世紀初頭大阪口語の実態－落語SPレコードを資料として－』真田信治・金沢裕之・中井精一, 1991 『小沢』：『泣け！お父さん 小沢昭一的こころ』小沢昭一 『村上朝日堂』：『村上朝日堂はいかにして鍛えられたか』村上春樹 『OL』：『無印OL物語』群ようこ 以下、今回事例をあげなかった資料：『明日も夕焼け』猪瀬直樹 1999.6.13 朝日新聞朝刊 『スウェーデン館の謎』有栖川有栖 『きもの』幸田文 『坂の上の雲（一）』司馬遼太郎